

事業者各位

(公社)京都労働基準協会 京都上支部

『研削といしの取替え等業務の特別教育』開催のご案内

平素は、当支部の事業運営にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生法第59条第3項に基づき、事業者には義務付けられている特別教育を下記のとおり開催いたしますので、受講いただきますようご案内申し上げます。なお、「自由研削用といし」については、2日間の受講で修了となりますが、「機械研削用といし」については下記3、4、5にご留意願います。

記

1. 日時及び場所

学科教育 令和4年11月4日(金) 午前9時～午後4時55分
京都経済センター6階 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78

実技教育 令和4年11月5日(土) 午前の組 9時～12時10分 / 午後の組 13時～16時10分
三菱自動車工業株式会社 京都製作所 京都市右京区太秦巽町1(市バス南広町バス停北側)

※遅刻・早退・欠席等の場合、修了証を交付できませんのでご注意ください。

2. 対象業務 自由研削用といし(卓上グラインダー、ハンドグラインダー、高速切断機等)及び機械研削用といしの取替え又は取替え時の試運転の業務

3. 受講資格 機械研削用といしの取替え又は取替え時の試運転の業務については、事業場等で

①2時間以上の実技教育を終えた者

②本講習受講後1ヶ月以内に2時間以上の実技教育を終える事ができる者

(本講習では、安全衛生特別教育規定に基づく実技教育3時間の内1時間を実施するため、下記4を参照してください。)

4. 講習科目 第一日目(学科7時間)

(1)自由研削用研削盤、同といし、機械研削用研削盤、同といしの取付け具等に関する知識(4時間)

(2)関係法令(1時間)

(3)自由研削用といし、機械研削用といしの取付け方法及び試運転の方法に関する知識(2時間)

第二日目(実技3時間)

(1)自由研削用といしの取付け方法及び試運転の方法(2時間)

(2)機械研削用といしの取付け方法及び試運転の方法(1時間)

(追伸)機械研削用といしの講習では、研削盤と研削といしとの適合確認、研削といしの外観検査・打音検査、取り付け具の締め付け方、バランスの取り方等を行います。現在使用されている機械への取り付け及び試運転の実技教育につきましては、自社で2時間以上行って頂き、当協会に実施報告書(事業場証明付)をご提出していただく必要があります。

5. 修了証交付 ①自由研削用といしの方・機械研削用といし受講資格①の方は、実技終了後に交付します。

②機械研削用といし受講資格②の方は、実技教育実施報告書のご提出後に交付します。

※実施報告書(実施日・実施場所・時間数を記入)に、事業者の証明印をご捺印の上、郵送又は当支部までご持参願います。但し郵送の場合には、修了証を送付させていただきます都合上、返信用封筒(切手貼付)をご同封いただきますようお願いいたします。

6. 定員 50名 定員になり次第締切ります。

7. 受講料 会員 14,300円 非会員 17,600円 (消費税込)

※受講申し込み後、受講料の返却はいたしませんのでご了承ください。

8. テキスト代 1,320円 (消費税込)

9. 申込先 公益社団法人 京都労働基準協会 京都上支部

〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78 京都経済センター4階

TEL (075)353-3513 ・ FAX (075)353-3520

10. 申込方法 *当支部に直接申し込みに来ていただく場合

☞事前にお電話にてご確認の上、申込書(原本)と受講料・テキスト代をご持参ください。

*FAXで申し込みいただく場合

☞①申込書に記入のうえFAXにて送信ください。FAX(075)353-3520

※申込書の原本は、当支部にご郵送いただくか、講習当日に受付へお渡しください。

②後日、受講票と請求書をお送りしますので、受講料(テキスト代含む)をお振込みください。

11. その他

(1)学科教育の受付開始は、午前8時50分からです。受付時に受講票をお渡しください。

(3)実技教育の受付開始は、各組とも開始15分前からです。三菱自動車工業(株)京都製作所の中通用門に職員が待機していますので、受講票をお渡しください。(会場へは職員がご案内します。)

(4)両会場共駐車場はありません(公共交通機関をご利用ください。)(5)実技時の服装は軽装(作業服等)で。

受講番号

いずれかに
☑して下さい

自由
 機械

研削といしの取替え等業務の
特別教育受講申込書・実施報告書

受 講 者	フリガナ		生年月日	S ・ H		
	氏名			年	月	日生
	旧姓等併記希望の場合 旧姓等： ※併記を希望する氏名等が確認できる書類（戸籍抄本、住民票の写し、自動車免許証の写し等）を受付時に提示してください。					
	現住所	〒				
実技	午前か午後、希望する方に○印を 午前9時～ ・ 午後1時～		受講票等 送付先	会社 ・ 個人		
勤 務 先	会社名			担当者		
	所在地	〒 -		電話	-	- (会社・個人)
				FAX	-	- (会社・個人)
				携 帯	-	- (会社・個人)

※以下枠内「自由研削といし」の受講者については記入不要

受 講 資 格	<p>該当する方にチェックしてください。</p> <p>上記の者は、事業場等で機械研削用といしの取替え又は取替え時の試運転の業務について</p> <p><input type="checkbox"/> ① 2時間以上の実技教育を実施したことを証明する。→①欄へ</p> <p><input type="checkbox"/> ② 本講習後1ヶ月以内に上記①の教育を実施し報告する。→②欄へ</p> <p>(本特別教育においては、安全衛生特別教育規定に基づく実技教育3時間の内1時間を実施するため)</p>					
① 事 業 者 証 明	令和4年	月	日	事業場所在地	電話	()
				事業場名称		
				事業者職名・氏名	㊟	
② 実 施 報 告	令和4年	月	日	実技教育	・実施年月日	令和4年 月 日
				・場 所	・時間数	
	上記受講者について、以上のとおり実施したことを報告します。					
				事業場名称		
				事業者職名・氏名	㊟	

会員 京都労働基準協会 会員 会員外 (チェックしてください)

令和4年 月 日 公益社団法人 京都労働基準協会 京都上支部 殿